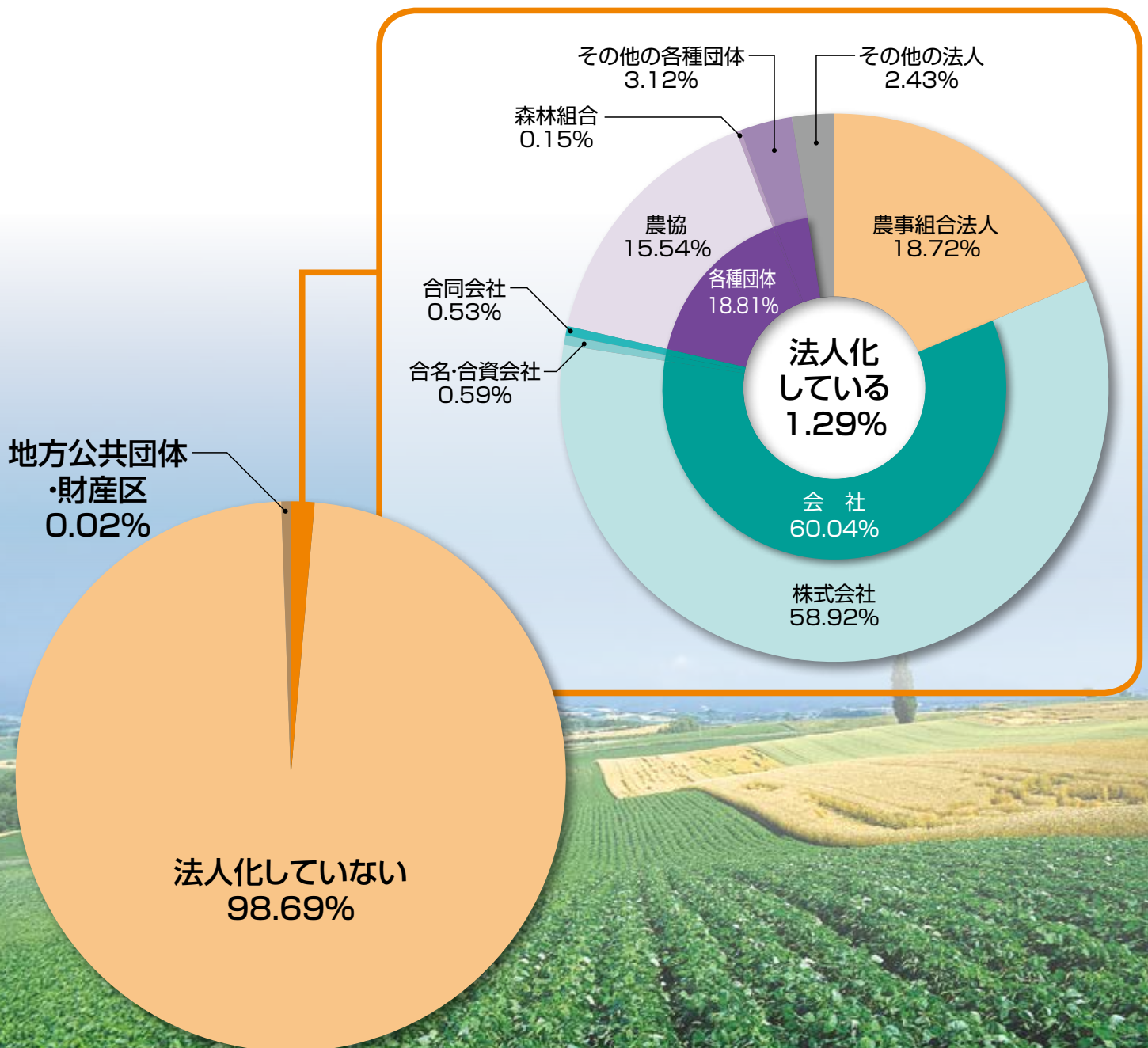


組織形態別経営体数

「農林水産省/2010年世界農林業センサス」



経営の法人化

法人化のメリットと社会的責任

6次産業化の推進や規模拡大など多角化する経営の中で、これまでの家族経営から脱却して農業経営を法人化させる経営体もいます。

経営を法人化させれば税制の優遇措置や農林水産省等で実施している制度資金の優遇など多くのメリットが期待できます。

一方、経営を法人化することで経営体に求められる法的責任や義務もあり、どのような負担が必要になるのか事前に理解しておくことが大切です。

今回は農業経営を法人化させた際のメリット及び事業主に求められる義務や負担について解説します。法人化のメリットと義務・負担を正しく理解した上で、積極的に経営を法人化してさらなるステップアップを目指しましょう。

法人化で経営を発展させよう

○法人化のメリット

農林水産省で実施した2010年世界農林業センサス報告書によると、2万2千の経営体が法人化しています。農業経営を法人化させることで、企業会計規則に則った複式簿記での記帳義務が発生するなど経営責任に対する自覚を持つことで、家計と経営を分離させることができると同時に、対外的な信用力を高めることができます。適切な経営管理はそれ自体がより効果的な経営発展に繋がるものとなります。農林水産省も経営を法人化させる

特徴的なメリットとして、次の5点を例に挙げています(表1)。

○組織形態

農業法人は「農業生産法人」と「一般法人(農業生産法人以外の法人)」に大別されます。

農業生産法人は農業経営を行うために所有権も含めた農地の権利を取得できる法人であり、株式会社(株式譲渡制限会社(公開会社でない)に限る)、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人(農業経営を営む、いわゆる

表1 法人経営のメリット

<p>経営管理の高度化</p> <p>財務諸表を作成することで、適切な経営管理がなされ、より効果的な経営発展が期待できます。</p>	<p>信用力の向上</p> <p>財務諸表の作成等により、金融機関や取引先等に対する信用力が向上します。</p>
<p>有能な人材の確保</p> <p>社会保険等従業員が働きやすい環境を整えることにより、有能な人材を確保しやすくなります。</p>	<p>農業経営の継続性の確保</p> <p>構成員、従業員のなかから有能な人材を確保し、その者に経営を引き継ぐことが可能であり、農業経営の継続性と安定性を確保できます。</p>
<p>制度面の利点</p> <p>欠損金を翌年度以降9年間、後年度の黒字から控除することができます。</p>	

2号法人)の5形態です。また、事業や構成員、役員についても一定の要件があります。

一般法人は貸借に限って農地の権利取得ができる法人です(図1、表2)。

○法人化までの流れ

経営を法人化するにあたっては、「なぜ法人化するのか」といった目的を明確にすることが大切です。メリット措置のみを考えて法人形態にしても経営体としての発展は望めませんし、せっかくのメリット措置も最大限活用する

ことができませぬ。まずは法人化すること、どのように経営を発展させたのかといった経営展望を明確にすることが重要です。

また、家族経営から法人化させる場合、1戸1法人の場合でも、法人としての社会的責任があります。「誰が代表取締役就任するのか」「経営理念、経営展望をどのように設定するのか」「従業員を雇用した際の法定福利等の職場環境の設定」など、法人を設立する前に家族みんなが納得するまで話し合うことが大切です。

家族の了承も得て、いよいよ経営を法人化させる時は法的な手続きに則って主に以下の2点について会社手続きを進めていきます。

- ① 会社法に基づく「定款作成」等の手続き
 - ② 農地法に基づく「農地の権利取得(売買・貸借)」手続き
- これら手続きについて、初めて会社を設立させる時には手順が分からない場合も多いと思いますので、まずは農業法人設立・経営相談の窓口でもある「都道府県農業会議」までご相談ください(後掲連絡先参照)。

○法人経営体に求められる社会的責任と義務・負担

会社を法人化させることはメリットばかりでなく、事業主に求められる義務や負担も増加します。その1つに複式簿記による記帳義務の発生がありま



図1 農業法人の分類

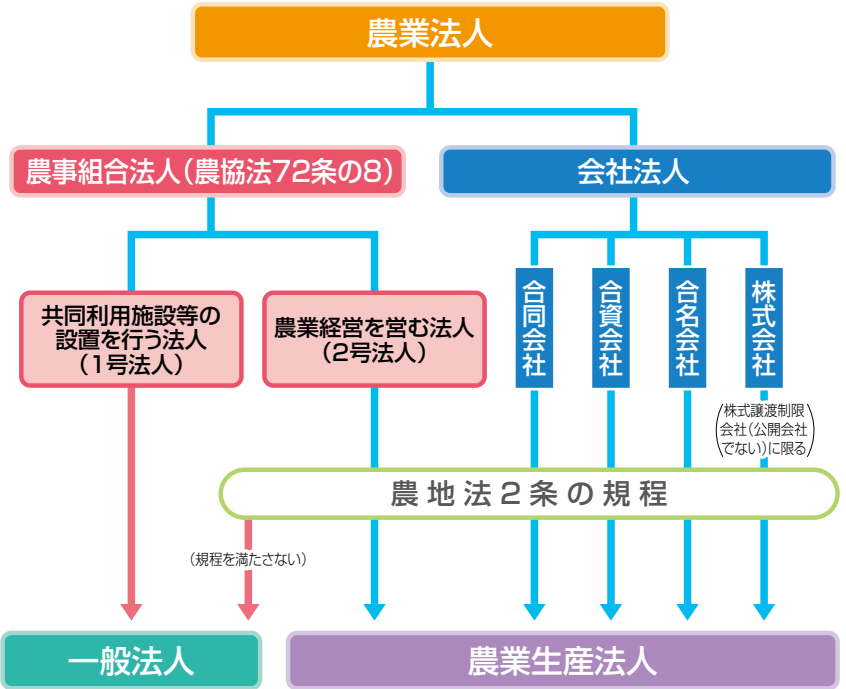


表2 農地の権利取得に係る要件

農地を買ったり、借りたりするときには法律に基づく手続きが必要です。

農地を買ったり、借りたりするときは、農地法に定められた要件を満たす必要があります。農業生産人と一般法人では要件が異なります。

■農地利用の受け手要件 (買うとき、借りるとき共通)

要件 (農地法)	農業生産法人 (売買・貸借)	一般の法人 (貸借のみ)
①農地のすべてについて効率的に利用すること (機械、労働力、技術)	○	○
②経営面積が一定面積以上であること (原則 都府県 50a、北海道 2ha 以上)	○	○
③周辺の農地利用に支障を生じないこと	○	○
④貸借契約に解除条件が付されていること	○	○
⑤地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと (例えば、話し合い活動への参加、共同利用施設の取り決めの遵守) かつ継続的・安定的に農業経営が行われること	○	○
⑥業務執行役員のうち1人以上が農業に常時従事すること (地域との調整役として責任を持って対応する)	○	○

●農業経営基盤強化促進法に基づいて市町村が作成する農用地利用集積計画により、農地を買う・借りることが出来ますが、その場合、市町村の基本構想に位置付けられた要件を満たすことがもとめられます。

※今号かわらばん作成にあたっては、全国農業会議所で発行するリーフレット「農業経営を法人化しませんか?」を参考資料として活用し、一部図表(図1、表2)を引用しています。上記リーフレットではより詳細に法人化のメリットや要件を記載していますので、経営の法人化を検討の際は上記リーフレットも併せて活用し、より効率的な経営発展を目指して下さい。なお、リーフレットの購入については都道府県農業会議までお問い合わせください(後掲連絡先参照)。

す。複式簿記で会計を管理することで対外的な信用度が向上するメリットがありますが、財務管理の複雑化による事務作業の増加という負担が発生します。また、これを専門家に依頼すると、その分の経費負担が発生しますし、法人の設立には資本金や設立登記費用等が必要で、個人農家では一定要件の下で任意適用とされていた労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)の強制適用事業所となり、事業主負担が発生することに注意が必要です。ただし、こうした社会保険を完備することは職場環境の改善に大きく寄与することとなり、職場環境が改善し魅力のある経営体となることで、従業員を採用する際に「良い人材」が集まりやすく、従業員が長期間働ける環境を提供できる状態であることは、保険料の負担額以上にメリットが高いと言えます。

都道府県農業会議相談窓口

	住 所	電話番号	FAX番号
北海道農業会議	札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル5階	011(281)6761(直)	011(281)6764
青森県農業会議	青森市本町2丁目6番19号 青森県土地改良会館4階	017(774)8580(直)	017(774)8588
岩手県農業会議	盛岡市菜園1-4-10 第2産業会館4階	019(622)5825(直)	019(629)9210
宮城県農業会議	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 県仙台合同庁舎内	022(275)9164(直)	022(276)3899
秋田県農業会議	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018(860)3540(直)	018(823)7361
山形県農業会議	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023(622)8716(直)	023(634)8640
福島県農業会議	福島市中町8-2 県自治会館8階	024(524)1201(直)	024(524)1204
茨城県農業会議	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029(301)1236(直)	029(301)1237
栃木県農業会議	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028(648)7270(直)	028(648)7277
群馬県農業会議	前橋市大渡町1-10-7 県公社総合ビル5階	027(280)6171(直)	027(255)6461
埼玉県農業会議	さいたま市浦和区高砂3-12-9 県農林会館内	048(829)3481(直)	048(829)3484
千葉県農業会議	千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎9階	043(222)1703(直)	043(222)8320
東京都農業会議	渋谷区代々木2-10-12 都農業会館(南新宿ビル)内	03(3370)7145(直)	03(3379)7627
神奈川県農業会議	横浜市中区日本大通5-2 アーバンネット横浜ビル2階	045(201)0895(直)	045(212)4613
山梨県農業会議	甲府市宝1-21-20 県農業共済会館内	055(228)6811(直)	055(228)6815
岐阜県農業会議	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058(268)2527(直)	058(273)6177
静岡県農業会議	静岡市葵区追手町9番18号 静岡中央ビル7階	054(255)7934(直)	054(273)4314
愛知県農業会議	名古屋市中区白壁1-50 県白壁庁舎内	052(962)2841(直)	052(953)0399
三重県農業会議	津市栄町1丁目891 三重県合同ビル2階	059(213)2022(代)	059(228)5557
新潟県農業会議	新潟市中央区東中通1番町86番地 JAバンク県信連第2分室内	025(223)2186(直)	025(223)2401
富山県農業会議	富山県富山市舟橋北町4-19 県森林水産会館6階	076(441)8961(直)	076(441)8654
石川県農業会議	石川県金沢市古府1丁目217番地 農業管理センター内	076(240)0540(直)	076(240)0544
福井県農業会議	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776(21)8234(直)	0776(21)8235
長野県農業会議	長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎内	026(234)6871(直)	026(235)2454
滋賀県農業会議	大津市松本1-2-20 県農業教育情報センター	077(523)2439(直)	077(524)0245
京都府農業会議	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 府庁西別館	075(441)3660(直)	075(441)5742
大阪府農業会議	大阪市中央区農人橋2-1-33 JAバンク大阪信連事務センター3F	06(6941)2701(直)	06(6941)5725
兵庫県農業会議	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3F	078(391)1221(代)	078(391)8755
奈良県農業会議	奈良市登大路町30 県庁分庁舎内	0742(22)1101(代)	0742(24)8576
和歌山県農業会議	和歌山市茶屋ノ丁2-1 県自治会館6階	073(428)4165(直)	073(422)4031
鳥取県農業会議	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857(26)8371(直)	0857(29)4867
島根県農業会議	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3階	0852(22)4471(直)	0852(27)2235
岡山県農業会議	岡山市北区磨屋町9-18 県農業会館内	086(234)1093(直)	086(231)8841
広島県農業会議	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館1階	082(545)4146(直)	082(246)1825
山口県農業会議	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083(923)2102(直)	083(932)2393
徳島県農業会議	徳島市かちどき橋1-41 県林業センター内	088(678)5611(直)	088(655)8364
香川県農業会議	高松市松島町1-17-28 県高松合同庁舎5階	087(812)0810(直)	087(812)0820
愛媛県農業会議	松山市一番町4-4-2 県庁内	089(943)2800(直)	089(931)6069
高知県農業会議	高知市丸の内2-4-1 高知県庁北庁舎4階	088(824)8555(直)	088(824)8593
福岡県農業会議	福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館	092(711)5070(直)	092(711)5090
佐賀県農業会議	佐賀市城内1-6-5 県庁南別館内	0952(23)7057(直)	0952(23)7074
長崎県農業会議	長崎市江戸町2-1 県庁第3別館内	095(822)9647(直)	095(828)7469
熊本県農業会議	熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁内	096(384)3333(直)	096(385)1468
大分県農業会議	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097(532)4385(直)	097(532)4749
宮崎県農業会議	宮崎市恒久1-7-14	0985(73)9211(直)	0985(52)1102
鹿児島県農業会議	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁内	099(286)5815(直)	099(286)5816
沖縄県農業会議	島尻郡南風原町字本部453番地3 土地改良会館3階	098(889)6027(直)	098(889)6081

農業の雇用と労務に関するご相談や質問をお寄せください

月刊かわらばん 4月号

発行元：全国農業会議所・全国新規就農相談センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル2階

TEL：03(6910)1126 FAX：03(3261)5131 Eメール：roumu@nca.or.jp

農業雇用改善推進事業ホームページ <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/roumu/>

デザイン制作：株式会社あーす